

令和8（2026）年度障害者雇用・定着支援強化事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する障害者雇用・定着支援強化事業を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

本県民間企業における令和7（2025）年6月1日現在の障害者実雇用率は2.50%となり、14年連続で過去最高を更新し、2年ぶりに法定雇用率を達成した。しかし、栃木県内に本社を置く法定雇用義務のある企業等（以下「支援対象企業」という。）1,560社のうち706社が法定雇用率未達成であり、そのうち約6割が障害者を一名も雇用していない企業（以下「雇用ゼロ企業」という。）となっている。

このような中、令和8（2026）年7月に法定雇用率が2.7%へ引き上げられるとともに対象事業主の範囲も拡大されることから、雇用ゼロ企業を中心とした法定雇用率未達成企業等に対し、障害者雇用制度についての普及啓発や個別支援を実施することにより、雇用の促進と就職後の定着を図る。

2 履行場所

栃木県内とし、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）までとする。

4 委託業務の内容

（1）障害者雇用コーディネーターの配置

ア 活動内容

障害者雇用コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、県内企業へ電話や訪問等により、障害者雇用率制度の普及啓発のほか、障害者の雇用状況や課題などの情報収集を行うこと。

イ 企業等の選定

支援対象企業300社とし、特に令和7（2025）年6月1日時点で法定雇用率を達成していない企業等を優先して選定すること。なお、そのうち150社程度は雇用ゼロ企業を選定すること。

ウ 情報収集後の対応

企業等のニーズに合わせ（2）から（5）への参加を誘導すること。

（2）出張相談

ア 企業等の選定

支援対象企業のうち、20社程度を栃木県と受託者間で協議の上決定すること。

イ 実施方法

コーディネーターが企業等に出張し、個別相談（オンラインでの相談を含む）を実施すること。なお、実施に当たっては、障害者就業・生活支援センター・障害者職業センター等の関係機関と連携すること。

(3) コンサルティング

ア 企業等の選定

支援対象企業のうち、20社程度を栃木県と受託者間で協議の上決定すること。

イ 実施方法

採用に向けた準備から職場定着まで、企業等の実態に応じて、継続的な伴走型支援を実施すること。なお、実施に当たっては、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター等の関係機関と連携すること。

(支援例)

業務の切り出し支援、求人票の作成支援、各種支援機関や支援制度の案内等

(4) 障害者雇用促進サポートセミナー・障害者雇用促進トップセミナーの開催

ア 実施回数等

障害者の雇用・定着を促進するために効果的な時期及び方法(対面・オンライン等)を選定し、各1回開催する。

イ 実施内容

障害者雇用に取り組むために必要な基礎知識や職場定着に関するノウハウ等を習得できるものとし、内容は栃木県と受託者間で協議の上決定すること。ただし、障害者雇用促進トップセミナーについては、主に企業経営者、管理職向けの内容とすること。なお、講師は、障害者雇用に関して専門的な知識を有する者から選定すること。

ウ 準備・運営等

全ての回について、講師との調整や資料作成等の準備のほか、当日の運営等を行うこと。

(5) 企業見学・交流会の開催

ア 実施回数等

障害者の雇用・定着を促進するために効果的な時期を選定し、3回開催する。

なお、1回の開催につき10社程度の参加企業を確保すること。

イ 実施内容

先進的に障害者雇用に取り組む企業(以下「見学企業」という。)を訪問し、障害者が働く現場や周囲の支援体制等を見学することで、障害者とともに働く様子をイメージできるものとすること。また、見学企業及び参加企業同士の意見交換を実施すること。

併せて、将来的に参加企業が自立して障害者雇用の取組を進められるよう、参加企業が所在する圏域等の障害者就業・生活支援センターとの交流会を同日に実施すること。

なお、見学企業は栃木県と受託者間で協議の上決定すること。

ウ 準備・運営等

全ての回について、見学企業・関係機関との調整や資料作成等の準備のほか、当日の運営等を行うこと。

(6) 周知・広報

(2)から(5)の事業に関する周知・広報を行うこと。なお、広報物を作成する場合は、そ

の内容及び部数等を栃木県と協議すること。また、作成後の著作権は、栃木県に帰属するものとし、電子データを県に提出すること。

(7) アンケートの実施

(2)から(5)の事業実施終了後は、アンケートを実施し、集計結果を栃木県に報告すること。なお、アンケートの内容は栃木県と受託者間で協議の上決定すること。

5 委託費の支払い等

- (1) 委託費の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払いとする。
- (2) 委託費の支払期日をはじめ、委託費の請求、事業終了後の精算に必要な手続き等については、委託業務に係る契約書において別途定める。

6 事業運営状況に係る栃木県への提出書類

- (1) コーディネーターによる企業訪問等記録（4(1)）
- (2) 実績報告書（4(2)から(5)）
支援実施日ごとの具体的な業務内容や採用状況等を記載するとともに、実施したアンケートの結果を含むこと。
- (3) その他栃木県が必要と認める書類
なお、提出期限は別途栃木県が定める。

7 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、完了の日から起算して10日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。

8 秘密の保持

受託者は、参加者の個人情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託業務終了後もまた同様とする。

9 その他

- (1) 受託者は、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守する。
- (2) 委託業務の成果は委託元の栃木県に帰属する。また、委託業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 委託業務の実施に当たっては本仕様書の範囲内において、栃木県と受託者が協議を重ねながら実施する。
- (4) この仕様書に定めのない事項であっても、栃木県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (5) 受託者は、書面により栃木県の承認を得たときを除き、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。

(7) 委託業務は国の「地域未来交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。

ア 機器・器具等の調達に要する経費

必要となる機械・器具等（消耗品を除く）については、リースやレンタルで対応すること。

イ 関係書類の整備

委託業務は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、栃木県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこと。

(8) 災害や感染症等の発生状況により、「4 委託業務の内容」の実施が困難になった場合は、栃木県と協議の上、実施内容等の見直しを行い、同等の対応をすることとする。